

＜第 84 期期末配当金（2010 年 6 月支払い）についての Q&A＞

1. 第 84 期期末配当の背景を教えてください。

当社は、平成 22 年 5 月 14 日に、平成 22 年 3 月期の配当につき当社普通株式 1 株につき 2 円の配当を実施する予定である旨を公表いたしました。

当社は、平成 21 年 3 月期の個別決算において利益剰余金は 5 億 5 百万円の欠損でありましたが、平成 22 年 3 月期は減収ながら合理化等の努力により増益となったため、当社は株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を基本としていることを鑑み、従来予想の 1 株あたり普通配当金 1 円 50 銭を上方修正し、1 株あたり普通配当金 2 円の配当を実施することといたします。

なお、この配当は資本剰余金を原資としております。

2. 今回の配当の課税関係は通常の利益配当と異なるのですか？

今回の当社配当金は、「資本剰余金」を原資とするため、税法上「資本の払戻し」とされます。「資本の払戻し」の場合、配当額を「みなし配当」と呼ばれる利益配当の部分と、「みなし譲渡」と呼ばれる株式譲渡の収入金額部分（株式の譲渡対価部分）とに区分することになります。

「みなし配当」に区分された金額は通常の利益配当と同様に、支払い時に源泉徴収が行われます。

「みなし譲渡」の収入金額部分に区分された金額は、配当所得ではないため、源泉徴収は行われません。故に株主様それぞれで確定申告を行っていただくこととなります。なお、「みなし譲渡」については、譲渡所得を認識する必要があるほか、株式の取得価額の調整（減額）が必要となります。

「みなし譲渡」による譲渡所得の計算や、株式取得価額の調整（減額）、確定申告の要否等につきましては、各株主様のご事情により異なりますので、お手数ですが、お近くの税務署、税理士、お取引先の証券会社などにお問い合わせください。

3. 「資本剰余金」とは何ですか？

資本剰余金とは、株主様からの出資金のうち、資本金に組み入れなかった分のことで、「資本準備金」と「その他資本剰余金」から構成されます。今回の配当は、このうち「その他資本剰余金」から行います。

4. 「資本の払戻し」とは何ですか？

「その他資本剰余金」を原資とした配当は、経済的実態から見れば「資本を株主様に払い戻した」ものと考えられることから、原則として、「資本の払戻し」に該当します。

5. 「みなし配当」とは何ですか？

今回の配当金は、「資本の払戻し」に該当しますが、税法の規定により一部に配当所得とみなされる部分があり、この部分を「みなし配当」といい、税務上の取扱いは、通常の配当と同様に源泉徴収され、配当控除の対象となります。

なお、今回の一株あたり「みなし配当」の金額は 0.2406470321 円です。

6. 「みなし譲渡」とは何ですか？

今回の配当支払いに伴う資本の払戻しにおいては、税法上株主様が保有する当社株式の一部を当社に譲渡したものとみなされるため、その譲渡対価に当たる部分を「みなし譲渡」と呼んでいます。「みなし譲渡」の場合、実際に株式の譲渡は生じないため、株主様の保有されている当社株式の数が減ることはありませんが、株主様の保有されている当社株式の取得価額が減少します。（なお、この減少する取得価額が当社に対する株式譲渡の譲渡原価となり、譲渡対価に当たる部分との差額が各株主様の譲渡損益となります。）

7. みなし配当以外の額について、源泉徴収されないのはなぜですか？

税法上、みなし配当以外の部分は、配当所得として扱われないためです。

8. 「純資産減少割合」とは何ですか？

「みなし譲渡」によって生じる譲渡所得の計算や保有する株式の取得価額の調整などを行う際に必要となる数値です。今回の純資産減少割合は、「0.008」となります。詳細はお近くの税務署、税理士、お取引先の証券会社などにお問い合わせください。

9. 「取得価額の調整」とは何ですか？

今回の配当支払い（「資本の払戻し」に該当します）がなされた場合には、税法上、株主様が保有されている当社株式の取得価額が減額され、今後の税務上のお取扱い等に際しては、新しい取得価額に基づき、譲渡所得等が算出されることになります。

10. 取得価額の調整はどうしたらいいですか？

税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。調整式は以下の通りです。詳しい計算方法については、お近くの税務署、税理士、お取引先の証券会社などにお問い合わせください。

$$\boxed{\begin{array}{c} 1 \text{ 株あたりの} \\ \text{新しい取得価額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} 1 \text{ 株あたりの} \\ \text{従前の取得価額} \end{array}} - \left(\boxed{\begin{array}{c} 1 \text{ 株あたりの} \\ \text{従前の取得価額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{純資産減少割合} \\ 0.008 \end{array}} \right)$$

11. 「みなし譲渡損益」や調整後の取得価額などをリズム時計で計算してくれますか？

誠に申し訳ありませんが、正しい計算には取得価額などの正確な情報が必要であるほか、株主様個々のご事情によって計算が異なる場合がございますので、お手数ですが、お近くの税務署、税理士、お取引先の証券会社などにお問い合わせください。

12. 特定口座でリズム時計の株式を保有していますが、取得価額の調整はどうしたらいいですか？

お取引を行っている証券会社にお問い合わせください。

13. 一般口座でリズム時計の株式を保有していますが、取得価額の調整はどうしたらいいですか？

お取引を行っている証券会社にお問い合わせください。

14. 単元未満株式 300 株しか持っていないなくても、取得価額の調整をしなければいけませんか？

今後、追加購入や売却などを行われる際に当社株式の取得価額や譲渡所得が正確に算出されないおそれがありますので、お取引の証券会社にお問い合わせの上、取得価額の調整についてご相談ください。

15. 確定申告をする必要がなくても、取得価額の調整をしなければいけませんか？

今後、追加購入や売却などを行われる際に当社株式の取得価額や譲渡所得が正確に算出されないおそれがありますので、お取引の証券会社にお問い合わせの上、取得価額の調整についてご相談ください。

以上